

巻頭言

循環型社会への課題



植田 和 弘

大量生産・大量消費を前提にモノを使い捨てる大量廃棄社会は持続可能ではない。

豊島問題や不法投棄事件、最終処分場をめぐる紛争など大量廃棄社会の欠陥はさまざまな形で露呈した。そうした現実が突きつけられたこともあって、大量廃棄社会から循環型社会への転換を図らなければならないことは、国民的規模で共通認識になった。循環型社会形成推進基本法をはじめ、建設資材リサイクル法、家電リサイクル法など各種個別リサイクル法が制定された。その施行が新しい循環型社会の扉を開きつつある。

大量廃棄社会から循環型社会への転換が進みつつあるが、それに伴って解決されなければならない新しい課題も出てきている。リサイクルをめぐる課題が多い。

リサイクルを進めれば直ちに循環型社会ができあがるわけではない。大量廃棄や使い捨て化の傾向をそのままにしてリサイクルを促進するために資源やエネルギーを大量に消費し、結果的に環境負荷を増やしているのではないかといった議論がしばしば出されている。これでは循環型社会づくりに逆行している。そんな「リサイクルはしてはいけない」のである。

循環型社会の具体的なイメージやそこへ到達するための手段、さらには循環型社会を推進する主体はどうあるべきかという点になると、必ずしもまだ各主体間の共通理解、すなわち社会的合意は得られていないのではないだろうか。そのためもあって、リサイクルに取り組んできた人々や企業の間から、近年リサイクルの困難性を訴える発言が頻繁に聞かれるようになった。そのひとつにいわれる循環型社会における出口問題がある。

出口問題とは、リサイクル活動が活発化するにもかかわらず、再生品への需要は増加しないために再生資源の供給が需要を上回り、結果的に再生資源の廃棄物化が起こることである。原理的なことからいえば、「物質はいろいろ変化するが、それはそれを構成している要素の組み合わせが変わるだけで、物質の本質とみられる質量は保存される」という物質不滅（保存）

の法則を理解することが前提になる。この法則は自然界を支配している。人間社会が自然界から取り出し一度活用した物質は人間社会にとっては不要になることが多いが、その不要物を資源として活かす場がなければ、物質不滅の法則が働かざり廃棄物になってしまうのである。すなわち資源としての出口、再生品としての使いみちがなければならないのである。この「簡単なこと」がなかなかできずに、循環型社会が行き詰まりつつある。

一般には、

- ・再生品の価格が高いこと、
- ・再生品の用途が広がらないこと、
- ・グローバリゼーションの進行に伴って低価格競争が強まること、

という3つの要因が出口問題の解決を困難にしてきた規定要因であるといわれてきた。

国土・都市の改造が生み出す建設廃棄物の場合を考えてみよう。建設発生土は永らく有効利用されることが前提とされてきた。確かに、建設需要が大きく用地の造成が頻繁に行われていた時代には、それでもよかった。建設発生土は「商品」といってもよかったのである。ところが情報化と知識経済を基盤とするポスト工業化社会においては、発生土の受け皿となってきた大規模開発は縮小するため、発生土の大半は「廃棄物」とみなさざるをえないのかもしれない。

ここは発想を転換して「廃棄物」の出口を開拓するよりも、入口を改革することに着眼すべきだろう。たとえば、廃棄物でない住宅や都市、リサイクルを組み入れた国土計画を探求してはどうだろうか。そのためイノベーションは、技術的なものだけではなく、社会的な取り組みが不可欠になろう。循環型社会の出口問題とは、結局のところ自然の大法則をふまえた社会経済システムをその入口から構築できるかという問題である。循環型社会への構築に向けて、我々にはまだ無限といってもよい検討課題がある。